



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (4)

—— 教会に属するということ ——

上山修平

第5条 (会員)

1. 日本キリスト教会の会員は、日本キリスト教会信仰の告白によって信仰を告白し、憲法・規則を誠実に受け入れ洗礼を受けた者、ならびにその子供であって親の信仰にもとづき小児洗礼を受けた者であり、それぞれ、陪餐会員ならびに未陪餐会員となる。陪餐会員は聖餐にあずかることができる。
2. 陪餐会員であって、主の日ごとに礼拝に出席し、かつ聖餐にあずかり、会員としての務めを果たしている者を現住陪餐会員と言う。現住陪餐会員は小会が決定する。
3. すべて、会員は、キリストのからだなる教会の肢として、教会の務めにあずかる光栄と責任を負う。

元の憲法と比べ、文章の分量が格段に増えた条項の一つです。これまでの「会員」の条文は次のような簡単なものでした。「日本基督教会の会員は、信仰を告白してバプテスマを受けたものおよび会員の小児であってバプテスマを受けたものである」。なぜ今回、これほど分量が増えたのでしょうか。その点を考えながら新しい条文を読んでいただければ良いかと思います。

〈信仰者——教員になる〉

「信仰者」とはどういう人を指すのでしょうか。一番素朴には、「イエスは主なり」と告白した人でしょう。しかし実際にはそれだけでは不十分です。イエスを主と告白して生きるとは具体的にどういう姿を取っていくことなのか、そのことが問題になってくるからです。「私は聖書を読み、イエス様を信じています」と言うものの、教会には属さない人がいます。しかし、主が弟子たちに「キリストのからだなる教会」の建設を命じて昇天されてからは、この「教会の肢」となる中で生き、伝道に励むことが、主の御旨に沿った信仰者の姿なのです。

〈ある一つの教会に属する〉

これまで「信仰を告白しバプテスマを受けた者」という表現だけにとどめていた部分が、「日本キリスト教会信仰の告白によって信仰を告白し、憲法・規則を誠実に受け入れ洗礼を受けた者」と、詳しく規定されました。教会ということで、時と場所を越えた普遍的な教会を指す場合と、ある時ある所に存在する個々の教会を指す場合があります。私たちは後者の個々の教会の肢となることを通して、前者の普遍的な教会に属するということが実現されていくのです。しかし、個々の教会は完成した神の国ではありません。神の国への途上にあり、なお罪の力が残るこの世に属する団体でもあるがゆえに、主の

御旨にかなった教会を建てていこうとするならば、この世の諸秩序と同様、教会にも制度・規則が必要となってきます。私たちが日本キリスト教会信仰の告白および憲法・規則を設け、それを重んじ受け入れて教会員となっていく理由はそこにあります。

〈陪餐会員と未陪餐会員〉

元の条文では、教会を構成する会員を成人会員と小児会員という分類で考えていました。しかし、小児洗礼は受けたものの、成人になってもなお信仰告白をしない者が小児会員と呼ばれ続ける不都合も起こっていました。新しい条文では、より信仰的な、聖餐にあずかるかどうかの違いから来る陪餐会員・未陪餐会員という分け方で分類しました。

しかし今回、単にそのような表面的な不都合解消が図られただけではありません。第2項で、現住陪餐会員について詳しく規定された内容が加わりました。現住陪餐会員とは、単に教会の近くに住み、聖餐式にあずかる会員を言うのではありません。外国の教会では、洗礼を受け聖餐にあずかるだけではなく、教会の礼拝や奉仕の働きに積極的に参加する信徒をあえてアクティブ・メンバーと呼んで憲法の中に位置づけているところもあります。主の御旨にかなった教会が活発に形成されていくためには、信徒がこのような者になっていくことが重要であることは言うまでもありません。今回、現住陪餐会員が積極的に規定された背景にはそのような願いがあります。また特に、「主の日ごとに礼拝に出席し、かつ聖餐にあずかり、会員としての務めを果たしている者」と明記したことにも、そのことがよく表れています。しかし個々の教会の状況の中で、現住陪餐会員の最終的な決定は各教会の小会に委ねられています。

〈教員の光栄と責任〉

今回新たに見直されたことの一つは、「主の教会のために働くのは牧師や長老だけではない。教員の全てがその務めを負っている」ということです。第3項がそのことを言い表しています。教会にとって必要でない会員が一人もいないことは聖書からも明らかであり、逆に、一人一人の教員も、そのために主から賜物が与えられていることを確信し、それを見出し、用いていく努力をしなければなりません。この務めにあずかることには重い責任が伴いますが、それと共に、大きな喜びに満ちた光栄が用意されているのです。

(前「信仰と制度」に関する委員、仙台黒松教会牧師)